

## 国の出先機関の廃止に伴う 地方への事務・権限の移譲に向けた要請

関東地方知事会は、国の出先機関については、「補完性の原則」に基づき、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は、地方に移譲し、原則廃止することを求めてきた。

こうした中で、本会では、国の出先機関の廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、都県域を越える事務について、広域の実施体制の構築に向けた検討を行った。

各都県は、国の出先機関の原則廃止を着実に進めるため、全国知事会の方針に基づき、「最重点分野」「重点分野」を中心に取り組んでいくが、政府においても、次の措置をとるよう強く求めるものである。

- 1 全国知事会が地方に移管すべきとした「最重点分野」「重点分野」については、速やかに移管すること。

特に、ハローワークの先行的な移管については、地方からの提案に誠実に対応し、速やかに取り組むこと。

また、全国知事会が「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」（平成23年8月30日）により、特に先行的に移管を求める事務・権限についても、速やかに移管を行うよう、積極的に取り組むこと。

- 2 現在、「アクション・プラン」推進委員会において検討されている「国の出先機関移譲に関する特例制度」における移譲対象事務の受入の主体は、広域連合に限定することなく、地方が求める場合に

は、都県単独、複数都県の協議会や連絡調整会議等の広域連携による受入を可能とすること。

同様に、移譲対象についても出先機関単位で全ての事務・権限に限定することなく、一部の事務・権限についても受入を可能とすること。

平成 23 年 11 月 9 日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様

内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川 端 達 夫 様

関東地方知事会

|    |        |         |
|----|--------|---------|
| 会長 | 山梨県知事  | 横 内 正 明 |
|    | 東京都知事  | 石 原 慎太郎 |
|    | 茨城県知事  | 橋 本 昌   |
|    | 栃木県知事  | 福 田 富 一 |
|    | 群馬県知事  | 大 澤 正 明 |
|    | 埼玉県知事  | 上 田 清 司 |
|    | 千葉県知事  | 森 田 健 作 |
|    | 神奈川県知事 | 黒 岩 祐 治 |
|    | 静岡県知事  | 川 勝 平 太 |
|    | 長野県知事  | 阿 部 守 一 |